

裾野市監査告示第2号

平成29年4月18日付け裾監第3号で提出した、裾野市議会の請求に基づく監査結果の報告に対し、裾野市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

平成29年8月10日

裾野市監査委員 齊藤武男

裾野市監査委員 増田喜代子



裾 総 務 第 51 号
平成 29 年 8 月 3 日

裾野市監査委員 齊藤 武男 様
裾野市監査委員 増田喜代子 様

裾野市長 高村 謙



裾野市議会の請求に基づく監査結果報告に対する措置について（通知）

平成 29 年 4 月 18 日付裾監第 4 号でありました地方自治法第 98 条第 2 項に基づく監査の結果報告に対して、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1 平成 26 年度及び平成 27 年度に発生した建設管理課の道路維持修繕工事代金の未払いに関して

(1) 再発を防止することができるような体制の構築について

事件発覚後、「道路維持修繕工事の請負代金未払い遅延」に伴う建設管理課における再発防止の取り組みを作成し、平成 29 年度より全職員に周知し取り組みを行うこととしました。

(2) 職員に対して課せられている職務専念義務や法令等遵守義務を徹底する意識の高揚を図る措置について

昨年度、官製談合事件を受けて、裾野市コンプライアンス推進本部を立ち上げるとともに、全職員に対し公務員倫理研修を実施しました。

平成 29 年度より、毎年度の裾野市コンプライアンス推進計画を策定することとし、公務員倫理研修の継続実施、職場意見交換会の実施、全職員が「コンプライアンス誓約書」に署名するなど、倫理意識の高揚と法令順守の徹底を図ることとしました。

尚、平成 29 年度裾野市コンプライアンス推進計画は公表済みです。

(3) 一般消耗品や備品の購入に対する適正な支払い事務の執行について

平成 29 年度より、各所属のコンプライアンス推進担当者（所属長）を中心として、計画的な購入と発注から支払いまで複数人によるチェック機能の徹底を図るとともに、内部講師による予算関係、契約関係の実務研修を通して関係法令に沿った事務を行うこととしました。

